

## 報告第5号

### 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和8年5月18日提出

南風原町長 金城 宏 孝

#### 記

##### 1 専決処分事項

和解及び損害賠償額の決定について

##### 2 専決処分した理由

法律上、町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項

## 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

令和8年4月1日

南風原町長 赤 嶺 正 之

- 1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について
- 2 相手方 那覇市在住 個人
- 3 事故の概要 令和8年2月16日、南風原町喜屋武交差点近くを右折する際に、車両右側からバイクが進入したことで接触し、車両と相手方バイクを損傷させた。
- 4 損害賠償額 0円